

介護保険情報誌

みんなの 介護保険



今回は、令和4年度からの介護保険制度の変更点等を掲載しています。
また、令和3年度の決算についてお知らせします。

■ 地域のデータ（令和4年8月31日現在）

総人口	世帯数	65歳以上人口	高齢化率
127,476人	54,484戸	34,691人	27.21%

（鳥栖地区広域市町村圏組合は、鳥栖市・基山町・みやき町・上峰町で構成されています）

鳥栖地区広域市町村圏組合

VOL.37
2022.10

みなさまのご意見やご要望をお聞かせ下さい



65歳以上の方を対象とした調査を実施します。

鳥栖地区広域市町村圏組合では、65歳以上の高齢者の方を対象として以下の調査を実施します。

調査票が届いた方は、ご回答をお願いします。

調査の目的

高齢者、要介護認定者等 1 人ひとりの声を、これからの介護保険事業計画・市町の高齢者福祉計画に役立てる大切な調査です。

心身の状態・介護・介護予防サービスの利用意向・生きがい・健康についての関心などを把握するために行います。

第 9 期

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

【調査票】

- 調査票を記入する際は、各項目で該当する数字に○をつけてください。
- 調査票記入後は、3つ折りにし同封の返信用封筒に入れて、**11月18日(金)**までに投函してください。

記入日 令和 4 年 月 日
調査票を記入されたのはどなたですか。○をつけてください。

1. あて名のご本人が記入
2. ご家族が記入
(あて名のご本人からみた続柄)
3. その他

鳥栖地区広域市町村圏組合
介護保険課 地域支援係

1

第 9 期

ざいたくかいじつだいちようさ
在宅介護実態調査 【調査票】

- 調査票を記入する際は、各項目で該当する数字に○をつけてください。
- 調査票記入後は、3つ折りにし同封の返信用封筒に入れて、**11月18日(金)**までに投函してください。

A票(3～5ページ)：原則、宛名のご本人、それが難しい場合は宛名のご本人の家族、ケアマネジャー等、ご本人の状況やご意見を確認して、ご記入ください。

B票(6～7ページ)：原則、宛名のご本人の主な介護者の方、それが難しい場合は宛名のご本人がご記入ください。(ご本人様のご回答・ご記入が難しい場合は、無回答で結構です)

C票(8ページ)：原則、宛名のご本人、それが難しい場合は宛名のご本人の家族、ケアマネジャー等が、宛名ご本人のご意見を確認して、ご記入ください。

個人情報の保護および活用目的は以下のとおりですので、ご確認ください。
なお、本調査票のご返送をもちまして、下記にご同意いただいたものと見なさせていただきます。

【個人情報の保護および活用目的について】

- この調査は、「高齢者等の適切な住宅生活の確保」と「家族等介護者の就労継続」の実現に向けた介護サービスの在り方を検討するためのものです。ご回答いただいた内容は、要介護認定データ(認定調査、介護認定審査会のデータ)と関連付け、厚生労働省から配布された集計分析ソフトを用いて集計・分析を行います。
- 本調査で得られた情報や要介護認定データにつきましては、鳥栖地区広域市町村圏組合の介護保険事業計画及び市町の高齢者福祉計画策定の目的以外には利用いたしません。また当該情報については、当組合及び市町内で適切に管理いたします。
- ただし、介護保険事業計画策定等に本調査で得られたデータ及び要介護認定データを活用するにあたり、厚生労働省の管理する当組合及び市町のデータベース内に情報を登録し、必要に応じて集計・分析するなど、個人が識別されない形で利用することがあります。

鳥栖地区広域市町村圏組合 介護保険課 地域支援係

この調査に関するお問い合わせ先:介護保険課 地域支援係(0942-81-3111)



介護予防・日常生活圏域二一ズ調査 及び在宅介護実態調査について

基準日

令和4年10月1日を基準日として、郵送による調査を行います。

調査内容

身体状況・健康状態・日常生活で困っていることなどをお聞きします。

※調査内容は他に漏れることはありません。皆様の生の声をお聞かせください。

調査対象者

介護予防・日常生活圏域二一ズ調査

- ・要支援認定を受けておられる方 ・総合事業対象者
- ・要支援・要介護認定を受けていない65歳以上の方のうち無作為に抽出された方

在宅介護実態調査

- ・要介護認定を受けておられる方のうち無作為に抽出された方

実施期間

令和4年10月1日～11月18日まで

鳥栖地区広域圏域内(鳥栖市・基山町・みやき町・上峰町)で、約7,000名程度の方が対象者となります。
3年に1度の調査です。みなさまのご協力とご理解をお願いいたします。



介護の日フェスタ・介護予防講演会を 開催します!

参加費無料

上峰町 介護の日フェスタ

申込不要・入館制限300名

【日 時】

令和4年11月11日(金)
14:00 ~ 15:30 (13:30開場)

【場 所】

上峰町民センターホール

【テーマ】

地域共生社会と住民の参加のあり方

【講 師】

はらだ なおき
原田 直樹 氏



- ・ 公立大学法人
福岡県立大学看護学部准教授
- ・ 社会貢献・ボランティア支援センター長
- ・ 社会福祉士・精神保健福祉士
- ・ 上峰町重層的支援体制整備事業
「かみつばき」スーパーバイザー

オープニングイベント
Felice(フェリーチェ)
～ ココロつながるコンサート ～

鳥栖市 介護予防講演会

【日 時】

令和5年2月5日(日)
13:30 ~ 15:00 (13:00開場)

【場 所】

鳥栖市民文化会館 小ホール

【テーマ】

いくつになっても元気でいきいき!
生活を楽しみ人生を楽しむ介護予防

【講 師】

さとう たかおみ
佐藤 孝臣 氏



- ・ (株) ライフリー代表取締役
- ・ 日本作業療法士協会 理事
- ・ 大分県作業療法協会副会長
- ・ 厚生労働省：介護予防普及展開事業
事業所ワーキング座長 等

新型コロナウイルス感染症の影響で中止となる場合があります。詳しくはお問合せ先にご確認ください。

介護の日とは?

厚生労働省では「介護についての理解を深め、介護サービス利用者及びその家族、介護従事者等を支援するとともに、これらの人たちを取り巻く地域社会における支え合いや交流を促進する観点から、高齢者や障害者等に対する介護に関し、国民への啓発を重点的に実施する日」として11月11日を「介護の日」と設定しています。

お問合せ先：介護保険課 地域支援係 電話：0942-81-3111

自立支援訪問型サービス 従事者養成研修

受講生
募集!!

自立支援訪問型サービスとは・・・

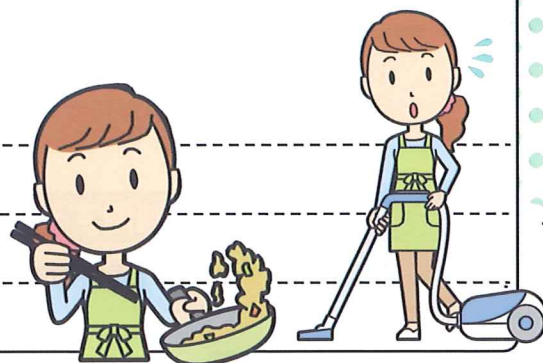
掃除・洗濯・調理などの日常生活支援限定の生活援助を提供するサービスです。

このサービスを充実させていく為に鳥栖地区広域市町村圏組合では、「自立支援訪問型サービス従事者養成研修」を実施します。

特別な資格がなくても、この3日間の研修を受講することで、鳥栖市・基山町・みやき町・上峰町(1市3町)のいずれかの地域において、高齢者の自立支援の仕事に携わることができます。

募集要項

募集期間	令和4年 7月1日(金) 午前9:00 ~ 令和4年10月19日(水) 午後5:15
開講日程	令和4年 10月20日(木) 9:00~16:30 令和4年 10月28日(金) 9:00~16:30 令和4年 11月10日(木) 9:00~16:00
会場	サンメッセ鳥栖 3階大会議室
定員	30人
受講料	無料



カリキュラム

- 介護保険制度の理解 ● 利用者の理解とコミュニケーション
- 介護に関する知識と基本的態度
- 生活援助の知識と実際 ● 介護技術と演習 他



上記のQRコードを読み込んでアクセスしてください。
<https://www.nichii-tosu-kenshukai.jp/>

アクセス



主催
鳥栖地区広域市町村圏組合
〒841-0037
佐賀県鳥栖市本町3丁目1494番地1
TEL:0942-81-3111

会場:サンメッセ鳥栖(〒841-0026佐賀県鳥栖市本鳥栖町1819)

〈電車で行くには〉
鳥栖駅下車徒歩3分

〈バスで行くには〉
「鳥栖駅前」バス停より徒歩5分

〈車で行くには〉
1. 国道3号線経由
2. 国道34号線経由

商工団地北入口(左折・右折)より900m、
駅前不動産スタジアム前を右折500m、
轟木二本黒木を(左折・右折)より700m、
赤井手を左折より1.6km、
三菱農機前を左折より1.2km

※周辺公共施設共用駐車場が利用できます(駐車料無料)

申し込み先・問い合わせ先

株式会社ニチイ学館 佐賀支店
〒840-0801

佐賀県佐賀市駅前中央1-6-25 佐賀東京海上日動ビルディング4F

TEL:0952-22-5068

FAX:0952-22-5876

みんなの
介護保険

2022.10



高額介護サービス費等支払資金貸付制度について

1. 資金貸付の概要

高額介護(予防)サービス費の支給対象者で介護(予防)サービス費の支払が困難な方に、高額介護(予防)サービス費の支給を受けるまでの間、資金を貸付ける制度です。

2. 資金貸付の対象者

- ①介護保険の資格を有していること。
- ②高額介護サービス費等の支給を受ける見込みがあること。
- ③介護保険料を滞納していないこと。
- ④保険給付差止(法第68条第1項)の記載がなされていないこと。

3. 資金貸付の条件

- ①貸付の利息・・・無利子
- ②貸付期間・・・高額介護サービス費等の支給を受ける日まで

4. 資金貸付の対象者が利用するサービスの対象

指定居宅サービス、介護保険施設

5. 資金貸付の額

資金の貸付金額は、高額介護サービス費等推計額の10分の9以内の範囲で貸付が可能です。
(※その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)

6. 資金貸付の流れ

- ①利用者負担分を全額、介護事業所へ支払った後、貸付の対象となるか介護保険課給付係に確認します。
↓
- ②貸付の対象者となれば、領収証と一緒に指定の申請書及び借用証書等を介護保険課へ提出します。(※サービス利用月ごとに申請が必要)
↓
- ③資金貸付決定通知書を申請者宛に送付します。
↓
- ④本人口座へ振込みます。(10日・21日・25日が指定日)
↓
- ⑤サービス対象月から起算し、約3ヵ月後に高額介護サービス費の支給額から、貸し付けした金額を差し引いた、残りの金額を本人の口座へ振込みます。

★連絡先：鳥栖地区広域市町村圏組合 介護保険課 給付係 TEL 0942-81-3317



新型コロナウイルス感染症や大雨等災害の影響により介護保険料の支払いが厳しい方へ 介護保険料の減免制度のご案内です

下記の要件に該当する方は、申請により介護保険料の減免が受けられる場合があります。

新型コロナウイルス感染症の影響による減免

減免の対象となる方

1. 新型コロナウイルス感染症により、世帯の生計を主に維持している方が死亡、または重篤な傷病を負った方
2. 新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の生計を主に維持している方の収入が著しく減少した方

[2.の該当要件（両方該当する場合のみ対象）]

- ・ 事業収入、不動産収入、山林収入、給与収入のいずれかが令和3年中に比べて3割以上の減少（※1）が見込まれること
- ・ 減少が見込まれる事業収入等に係る所得以外の令和3年中の所得の合計額が400万円以下であること（※2）

※1. 保険金や損害賠償等で補填される金額は減少には含めません

※2. 収入が減少した場合でも世帯の生計を主に維持している方の令和3年中の合計所得が0円の場合は対象外となります

大雨等災害による減免

減免減免の対象となる方

1. 災害により住宅や家財などに損害を受けた方
[該当要件（両方該当する場合のみ対象）]
 - ・ 災害による住宅等の損害（保険金等により補填されるべき金額を除く）が住宅等の価値価格と比較して3割以上（※3）であること
 - ・ 前年中の世帯の合計所得金額の合計額が1,000万円以下であること
- ※3. 大雨災害の場合、床上浸水以上の損害から対象となります

ご事情に応じて必要書類が変わりますので、まずはお電話にてご相談ください。

問い合わせ先：総務課 介護保険料係 TEL 0942-85-3637



介護保険料について

65歳の方へ

介護保険制度において、65歳は、第2号被保険者から第1号被保険者に切り替わる節目の年齢です。65歳になられると、下記のように変わります。



被保険者証

介護保険の第1号被保険者であることの証として、65歳を迎えられる方全員に郵送します(誕生月の上旬に郵送)。介護サービスを利用される場合に必要となりますので、大切に保管しましょう。

介護保険料

それまでは加入医療保険料と合わせて納められていた介護保険料を、65歳の誕生月分からは直接本組合に納めていただくこととなります(加入医療保険と二重納付にはなりません)。

誕生月翌月に納付書、介護保険料のご案内等の書類を郵送します。

介護保険料納付証明書について

お支払いいただいた介護保険料は確定申告における社会保険料控除の対象となります。本組合では、令和4年中(令和4年1月～12月)の間に、普通徴収(納付書もしくは口座振替)で納付された方に、納付された普通徴収分の保険料金額を表示した『介護保険料納付証明書』をお送りします。発送は令和5年1月中旬を予定しております。

特別徴収(年金天引き)の方につきましては、年金保険者から届くハガキ『公的年金等の源泉徴収票』に、年金天引き分の保険料金額が記載されていますので、そちらをご利用ください。

※特別徴収の方で、事前に『介護保険料納付証明書』が必要な方につきましては、本組合介護保険料係またはお住まいの市町の介護保険担当窓口に申請をして、お受け取り下さい。

令和4年中の納付方法	証明内容等
普通徴収(納付書または口座振替)のみの方	本組合から送付する『介護保険料納付証明書』をご利用ください。
特別徴収(年金から天引き)のみの方	年金保険者(日本年金機構など)から送付される『公的年金等の源泉徴収票』をご利用ください。
普通徴収と特別徴収の両方で納められた方	『介護保険料納付証明書』と『公的年金等の源泉徴収票』をご利用ください。

問い合わせ先:総務課 介護保険料係 TEL 0942-85-3637

介護保険料の納付は**便利な口座振替**をご利用ください！

**便利
安心**

納付のたびに金融機関などへ出かける手間がはぶけます！
うっかり納め忘れることがなくあんしんです！

①「口座振替依頼書」に必要事項を記入・銀行届出印を押します

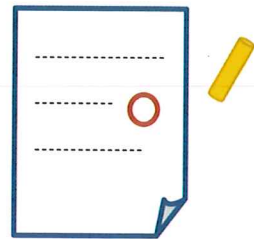
②記入した「口座振替依頼書」を金融機関に提出します

口座振替依頼書を金融機関で受付した翌月納期分から口座振替が開始されます

※納付方法が「普通徴収」(納付書払い)の部分に限ります

※「特別徴収」(年金天引き)の方は年金天引きが優先されます

※ゆうちょ銀行をご利用の場合は、ゆうちょ銀行に備え付けの申込書に記入して提出をお願いします



介護保険料の納め忘れにご注意ください

介護保険料の納期限を過ぎても未納がある場合、未納期間に応じて、介護保険サービスを利用する際に下記のような制限が生じます。

将来介護が必要となられた場合、ご家族様にとっても、介護サービス利用時の**給付制限**は大きな負担となります。



介護認定申請をする時点で

1年以上の滞納があると…

介護サービス費用が一旦全額払いになります。

介護サービスを利用の際、利用者負担費用の全額(10割)を利用者がいったん自己負担し、申請により後から保険給付が払い戻されます。

※払い戻しは申請後数か月かかります。

1年6ヶ月以上の滞納があると…

介護サービス費用の払い戻しが差し止めになります。

費用の全額を利用者が負担し、負担された保険給付の一部、または全部が差し止めになります。なお滞納が続くと保険給付から滞納していた保険料を控除されることもあります。

2年以上の滞納(時効消滅分)があると…

介護サービス負担割引が3割(または4割)に引き上げられます。

滞納期間に応じて、サービス利用時の利用者負担が3割(または4割)に引き上げられたり、高額介護サービス費が受けられなくなることがあります。

【通常】介護サービスを利用される際は、基本1割負担

(※一定以上の所得がある方は2割または3割負担)



令和4年度 みんなの介護塾のご案内

ストレスをためていませんか？
認知症や介護に関する悩みや相談はありませんか？
在宅介護の情報を集めて、対処法を一緒に考えてみましょう。
みなさん、お気軽にご参加ください。

★開催スケジュール（受付時間：9時45分～）

開催日（予定） 時間：10時～12時30分	介護ミニ講座	創作活動	座談会 （悩み相談等）
令和4年10月15日（土） ----- 令和4年11月19日（土） ----- 令和5年 1月21日（土） ----- 令和5年 2月18日（土）	【テーマ】 認知症の理解と 介護ストレス解消法	ご自宅で使える ハンドメイド日用雑貨 などを作ります	介護の悩みについて 気軽に話し合います



令和4年度 男の介護塾のご案内

最近、自宅でご家族を介護する男性が増えています。
男性同士で情報を共有し、日々の介護に役立ててみませんか。
みなさん、お気軽にご参加ください。

★開催スケジュール（受付時間：9時45分～）

- 令和4年12月17日（土）10時～12時30分
- ミニ講義：認知症の理解と楽しく介助法
- 実技：寝返り・起き上がり・立ち上がりの介助法

-
- 講 師：西九州大学リハビリテーション学部 藤原和彦先生
 - 参 加 費：無料
 - 参加申込：一週間前までにお電話ください！（材料等準備のため）
☎0942-81-3111
平日の8時半～17時受付です
 - 募集定員：各10人程度
 - 開催場所：鳥栖地区広域市町村圏組合 2階大会議室

問い合わせ先：介護保険課 地域支援係 TEL 0942-81-3111



令和3年度介護保険特別会計決算報告について

本組合の令和3年度介護保険特別会計の歳入歳出の決算額は下記のとおりです、

歳 入 103億2,918万円

歳 出 99億5,107万円

差引額 3億7,811万円

歳入状況

単位:千円

項 目	3年度決算額	2年度決算額	比較	伸率
1 保険料	2,368,712	2,335,558	33,154	1.4%
2 分担金及び負担金	1,441,340	1,435,422	5,918	0.4%
3 国・県支出金	3,440,720	3,439,856	864	0.0%
4 支払基金交付金 ※1	2,454,484	2,445,698	8,786	3.6%
5 繰入金 ※2	93,860	107,617	△13,757	△12.8%
6 その他	530,062	393,082	136,980	34.9%
歳入合計	10,329,178	10,157,233	171,945	1.7%

※1 40歳から64歳までの方の保険料相当分が、社会保険診療報酬基金から交付されるものです。

※2 低所得者の保険料を軽減するために国、県及び構成市町から繰り入れたものです。

歳出状況

単位:千円

項 目	3年度決算額	2年度決算額	比較	伸率
1 総務費	193,988	180,287	13,701	7.6%
2 保険給付費	8,539,482	8,422,117	117,365	1.4%
内 介護サービス等諸費(要介護者への給付)	7,869,338	7,733,308	136,030	1.8%
内 介護予防サービス等諸費(要支援者への給付)	314,420	297,491	16,929	5.7%
内 その他のサービス費	355,724	391,318	△35,594	△9.1%
3 地域支援事業費 ※3	618,860	614,628	4,232	0.7%
内 介護予防・生活支援サービス事業費	261,637	265,983	△4,346	△1.6%
内 包括的支援事業費	145,532	145,721	△189	△0.1%
内 任意事業費 ※4	50,393	49,065	1,328	2.7%
内 その他地域支援事業費	161,298	153,859	7,439	4.8%
4 その他	598,744	414,444	184,300	44.5%
5 予備費	0	0	0	0
歳出合計	9,951,074	9,631,476	319,598	3.3%

※3 構成市町が実施する介護予防事業及び地域包括支援センターの運営にかかる費用です。

※4 任意事業とは、構成市町の実施に応じて任意に行うことができるもので、事業としては高齢者の見守り事業、家族介護支援事業等を実施しています。

問い合わせ先:総務課 総務係 TEL0942-81-4825

みんなの
介護保険 2022.10

情報公開及び個人情報保護制度運用状況の公表

鳥栖地区広域市町村圏組合では、開かれた組合の運営を実現するために情報公開条例を、また、圏域住民の個人情報を適切に取り扱うために個人情報保護条例を制定しています。

昨年度の両制度の運用状況は次のとおりです。

1. 情報公開制度における請求件数等

令和3年度は、公文書の公開請求はありませんでした。

年 度	請求件数	処理状況				不服申立
		全部公開	部分公開	非公開	取下げ	
3年度	0	0	0	0	0	0

2. 個人情報保護制度における請求件数等

令和3年度においては、3,340件の請求がありました。

年 度	請求件数	処理状況				不服申立
		全部公開	部分公開	非公開	取下げ	
3年度	3,340 (3,335)	3,340 (3,335)	0	0	0	0

() 内はケアプラン作成のため請求された件数です。

■お問い合わせ/ 鳥栖地区広域市町村圏組合

〒841-0037 鳥栖市本町3丁目1494-1

ホームページアドレス <http://www.kttnet.co.jp/tosukaigo/>

◎出前講座、その他総務全般に関すること 総務課 総務係
TEL 0942-81-4825 FAX 0942-85-2084

◎介護保険料に関すること 総務課 収納対策室 介護保険料係
TEL 0942-85-3637 FAX 0942-85-2084

◎要介護・要支援認定に関すること 介護保険課 認定係
TEL 0942-81-3315 FAX 0942-81-3316

◎介護保険給付に関すること 介護保険課 給付係
TEL 0942-81-3317 FAX 0942-81-3316

◎介護予防に関すること 介護保険課 地域支援係
TEL 0942-81-3111 FAX 0942-81-3316